

「分子構造解析の職人」解析業務受託約款

(目的)

第1条 本約款は、「分子構造解析の職人」(以下「MSA-SP」という。)が受託する解析業務(以下「本業務」という。)を遂行するために委託者とMSA-SPが共通に合意する基本的事項を定めることを目的とします。

(約款の変更)

第2条 MSA-SPは、本約款を変更することがあります。すでに締結された個別契約については契約時の約款が適用されるものとします。

2. MSA-SPは、本約款を変更する場合は変更する前日までにMSA-SPのホームページに掲載することにより通知するものとします。

(適用)

第3条 委託者およびMSA-SPは、次条により成立した個別契約のほか、本約款に従い契約を履行するものとします。

(個別契約の成立)

第4条 本業務の個別契約は、MSA-SPから提出する見積書に基づき、委託者から委託者の定める注文書あるいはMSA-SPの定める解析依頼書による本業務委託申込みがあり、MSA-SPがその受託を承諾したときに成立するものとします。

(委託費用)

第5条 本業務の委託費用は、個別契約で定められた料金を消費税額相当分と併せてMSA-SPが別に定める支払い請求手続きおよび支払い条件に従い支払われるものとします。

(秘密保持)

第6条 MSA-SPは、本業務により知り得た委託者の業務上の秘密および技術上の秘密(以下総称して「秘密情報」という。)を委託者の承諾を得ない限り第三者に開示しないとともに、本業務以外の目的で使用せず、かつ第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、次の情報についてはこの限りではありません。

- (1) 委託者から開示を受ける以前にMSA-SPが自ら所有していた情報
 - (2) 委託者から開示を受ける以前に公知の情報
 - (3) 委託者から開示を受けた後に自己の責によらずして公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報を利用せず、独自に開発した情報
2. 本条の各規定は、業務報告書提出後3年経過するまで有効とします。

(解析の着手と結果報告)

- 第7条 MSA-SPは、原則として個別契約で定められた期間内に本業務の結果を業務報告書にて委託者に報告するものとします。
2. 本業務の着手は、次条に定める資料がMSA-SPに提供され到着し、第4条に定める個別契約が成立したときとします。
 3. MSA-SPは、第1項に定める報告書の写しを控えとして作成の上、報告書提出後3年間保管するものとします。

(資料等の提供)

- 第8条 委託者は、個別契約で定められた本業務遂行に必要な資料や情報等(以下「資料等」という。)をMSA-SPに無償で提供するものといたします。
2. MSA-SPは、前項の資料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、本業務の終了後は速やかに返却または破棄するものといたします。ただし、予め両者間で処分方法を取り決めた場合はその方法によるものとします。

(免責)

- 第9条 委託者が本業務の結果を利用して生じた損害については、本業務の遂行についてMSA-SPの過失があった場合を除きMSA-SPは一切責任を負いません。
2. 本業務の遂行についてMSA-SPに過失があった場合、MSA-SPは委託者と協議の上、MSA-SPの費用負担により依頼された本業務を再実施するか、個別契約に定められた委託料金を限度に委託者が被った損害を弁償します。
 3. MSA-SPは、天変地変その他MSA-SPの責めに帰することのできない事由により個別契約の履行が困難な事態が発生したとき、これにより生じた委託者の損害を賠償する責めを免れるものとします。

(契約の変更・解約)

- 第10条 委託者およびMSA-SPは、やむを得ない事由により個別契約の履行が困難な事態が発生したときには、相手方と協議の上、個別契約を変更または解約することができるものとします。

(協議事項)

- 第11条 本約款に定めのない事項または本契約の各条項に関する疑義については、委託者、MSA-SP両者誠意をもって協議の上決定するものとします。

(附則)

- 第1条 本約款は、平成30年1月15日より適用されます。